

国内源泉所得及び国外源泉所得を有する者が国外から送金を受領した場合の課税関係（非永住者課税）

〔事例〕

非永住者甲は、外国法人の日本支店に勤務する者であるが、甲の所得は、同法人から受領する給与及び甲所有の米国内に所在する事務所の賃貸による所得である。

昭和58年のこれらの所得の内訳は、下記のとおりである。

① 給与所得

給与の収入金額	30,000,000円
国内勤務に基因するもの（国内源泉所得）20,000,000円
国外勤務に基因するもの（国外源泉所得）10,000,000円
給与の国内での支払額18,000,000円
給与の国外での支払額12,000,000円

② 不動産所得

収入金額16,000,000円
国内での支払額 6,000,000円
国外での支払額10,000,000円
必要経費 4,000,000円

③ 昭和58年中における国外からの送金額

.....	15,000,000円
-------	-------------

〔ポイント〕

非永住者については、いわゆる送金課税といわれる方式がとられているが、その課税の対象とされる所得は次の①～③とされている。

① 国内源泉所得

② 国外源泉所得のうち国内で支払われたもの

③ 国外源泉所得のうち国外から送金のあったもの

上記②及び③についての具体的な算定は所得税法施行令第17条に詳細な規定がある。

〔検討〕

I その年分における国外からの送金額は、まず、国内源泉所得についての国外支払分から成るものとみなし、その残額が国外源泉所得についての国外支払分について送金されたものとみなされる。

(1) 本事例においては、下記の計算により、国内源泉所得についての国外支払分と国外源泉所得についての国外支払分とを算定する。

① 国内源泉所得についての国外支払分

イ 給与所得

$$20,000,000円 \times \frac{12,000,000円}{30,000,000円} = 8,000,000円$$

(給与の国内源泉所得) (給与の収入金額) (給与の国内源泉所得についての国外支払分)

ロ 不動産所得

不動産所得については、その賃貸の対象となる事務所が米国に所在するため、その所得のすべてが国外源泉所得とされ、国内源泉所得はゼロとなる。

② 国外源泉所得についての国外支払分

イ 給与所得

$$\begin{aligned} & \text{(給与の国外支払分)} \\ & ※10,000,000円 \times \frac{12,000,000円}{30,000,000円} = 4,000,000円 \\ & \text{(グロスの国外源泉所得の給与)} \quad \text{(給与の収入金額)} \quad \text{(給与の国外源泉所得についての国外支払分)} \end{aligned}$$

ロ 不動産所得

$$\begin{aligned} & \text{(不動産所得の国外支払分)} \\ & ※12,000,000円 \times \frac{10,000,000円}{16,000,000円} = 7,500,000円 \\ & \text{(ネットの国外源泉所得の不動産所得)} \quad \text{(不動産所得の収入金額)} \quad \text{(不動産所得の国外源泉所得についての国外支払分)} \end{aligned}$$

※ 給与所得については、この金額は収入金額とされ、不動産所得については、この金額は収入金額から必要経費を控除した金額とされている(所得税法施行令第17条第2号)。

(2) その年分における国外からの送金額15,000,000円は、まず、上記で計算した国内源泉所得についての国外支払分8,000,000円についてその送金があったものとされる。

残額の7,000,000円については、これを国外源泉所得の給与所得に係るものと不動産所得にかかるものについて次のように区分計算する。

イ 給与所得

$$\begin{aligned} & \text{(給与の国外源泉所得の国外支払分)} \\ & 700万円 \times \frac{400万円}{400万円+750万円} = 2,434,782円 \\ & \text{(国外源泉所得の国外支払分について送金があったとみなされる金額)} \quad \text{(給与及び不動産所得双方の国外源泉所得の国外支払分)} \quad \text{(給与の国外源泉所得の国外支払分について送金があったとみなされる金額)} \end{aligned}$$

ロ 不動産所得

$$\begin{aligned} & \text{(不動産所得の国外源泉所得の国外支払分)} \\ & 700万円 \times \frac{750万円}{400万円+750万円} = 4,565,218円 \\ & \text{(国外源泉所得の国外支払分について送金があったとみなされる金額)} \quad \text{(給与及び不動産所得双方の国外源泉所得の国外支払分)} \quad \text{(不動産所得の国外源泉所得の国外支払分について送金があったとみなされる金額)} \end{aligned}$$

2 上記の計算結果を一覧にすると下記のとおりである。

① 給与所得

支給総額	30,000,000円
国内支払分	18,000,000円
国外支払分	12,000,000円
国内源泉所得	20,000,000円
国内支払分	12,000,000円
国外支払分	8,000,000円
(うち国外からの送金分)	8,000,000円
国外源泉所得	10,000,000円
国内支払分	6,000,000円
国外支払分	4,000,000円
(うち国外からの送金分)	2,434,782円

② 不動産所得

収入金額	16,000,000円
事務所賃貸の必要経費控除後の金額	12,000,000円

国内源泉所得	ゼロ
国内支払分	4,500,000円
国外支払分	7,500,000円
(うち国外からの送金分)	4,565,218円

したがって、甲の課税の対象となる所得は、次のとおりである。

給与(収入金額)	
国内源泉所得	20,000,000円
国外源泉所得	8,434,782円
(6,000,000円+2,434,782円)	
不動産所得(必要経費控除後の金額)	
国外源泉所得	9,065,258円
(4,500,000円+4,565,258円)	

(税務事例研究会)

